

宇治市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 31 年 2 月 21 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
水谷 修

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成30年度市民環境部の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成31年1月24日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、市民環境部商工観光課及び産業推進課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

使用料収入状況（商工観光課、産業推進課）

補助金支出状況（商工観光課、産業推進課）

委託料支出状況（商工観光課、産業推進課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 記

### 1 商工観光課

#### (1) 使用料収入状況について

##### ア 産業会館の使用料収入状況

平成 27 年度の前回定期監査等において、使用許可申請及び使用料の納付に遅れが見受けられたと指摘した点、使用許可申請の記入事項に不備が見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定の遅れが見受けられた。今後は、収納事務受託者を適切に指導監督し、適正な事務の監理及び執行となるよう強く求める。

##### イ 市営茶室の使用料収入状況

調定の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

##### ウ 観光センターの使用料収入状況

前回定期監査等において、収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定及び使用許可書発行に遅れが見受けられた。今後は、収納事務受託者を適切に指導監督し、適正な事務の監理及び執行となるよう強く求める。

#### (2) 補助金支出状況について

特になし。

#### (3) 委託料支出状況について

前回定期監査において、市営茶室及び観光センターの指定管理料に関して、請求及び支払に基本協定書とは異なる取扱いが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

### 2 産業推進課

#### (1) 使用料収入状況について

特になし。

平成 27 年度の前回定期監査等において、産業振興センターの使用料収入状況に関して、施設使用許可申請の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

また、ベンチャー企業育成工場の使用料収入状況に関して、納付の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(3) 委託料支出状況について

特になし。